

令和2年度（2020年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

企業局

(2) 対象事務

令和2年（2020年）4月1日から令和2年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和2年11月4日から令和3年（2021年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（水洗便所改造等資金貸付金，汚泥処理施設管理費（うち乾燥ケーキ等の処分に係る委託料））

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

水道事業会計，公共下水道事業会計および交通事業会計で予算執行している函館市企業局職員の健康診断に係る医療機関の選定に関わっては，令和2年4月1日に見積合せおよび契約締結している書類がある一方，見積合せに先立って市内医療機関に送付している実施要領には，令和2年3月30日までは業者を決定する旨の，年度開始前に予算執行を行う内容の規定があり，存在する関係書類に記載される手続等に整合性がない状態になっている。

形式的には地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度が遵守されているのか判断ができない状態であることから，地方自治体や地方公営企業における会計年度の区分を十分に認識した事務の執行に努められたい。

イ 支出事務（汚泥処理施設管理費（うち乾燥ケーキ等の処分に係る委託料））

予定価格を設定するために必要な積算書については，通常，作成責任者の記名および押印がされるものであるが，企業局が積算

書とする委託料内訳書には，記名，押印が確認できず，また，積算金額は参考見積書を基に算定されているが，この額の妥当性の検討がされているかどうかについて，関連する書類も含め不明確であり，積算書として不十分と思われる点が見受けられた。

積算は適正な予定価格を設定するために必要なものであり，契約の適正性，公平性に影響することから，これに十分留意し，丁寧な事務の執行に努められたい。